

2023年3月29日

株主各位

大阪府堺市堺区老松町3丁77番地

株式会社 シマノ

取締役社長 島野 泰三

第116期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第116期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
- 第116期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 - 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 本件は、上記1. 及び2. の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 本件は、原案どおり承認可決されました。
- なお、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき260円となります。

- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 本件は、原案どおり承認可決され、次のとおり定款の一部が変更されました。
- (下線は変更部分を示します。)

変更前定款	変更後定款
第13条（株主総会の招集） 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集する。 2 前項のほか、必要のある場合は、臨時株主総会を招集する。 3 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>	第13条（株主総会の招集） 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集する。 2 前項のほか、必要のある場合は、臨時株主総会を招集する。 <第16条第1項へ移設>

変更前定款	変更後定款
<p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>〈新設〉</p>	<p>〈削除〉</p> <p>第16条（電子提供措置等）</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

本件は、原案どおりチア チン セン、一條和生、勝丸充啓、榊原定征、和田浩美の5氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 取締役（社外取締役及び外国人取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬決定の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役（社外取締役及び外国人取締役を除く。）に対し、月額報酬、賞与とは別枠として、総額を年額8千万円以内、また、これにより割り当てられる譲渡制限付株式の総数の上限を7,500株として新たに譲渡制限付株式に関する報酬等として金銭報酬債権を付与することと決定いたしました。

以 上